

平成26年度 下條村 人事行政の運営等の状況を公表します

1. 職員の任命及び職員数に関する状況

新規採用 0 名 (H26.4.1 付) 職 0 名 (H26.3.31 付)

(平成26年4月1日現在)

年度	一般行政									特別行政	公営企業	合計
	議会	総務	税務	農林	商工	土木	民生	衛生	小計	教育	水道	
26		9	2	4		2	13	2	32	4	1	37
25		9	2	4		2	13	2	32	4	1	37
比較		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員などを含み、臨時及び非常勤職員を除いたものです。

2. 職員の給与の状況 (普通会計決算)

(単位：千円)

区 分	職員数 (A)	給 与 費			1人当りの給与費 (B/A)
		給 与	職員手当	計 (B)	
25年度	36人	125,909	59,882	185,791	5,161

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

- ①1日の勤務時間 8:30~17:15 7時間45分
- ②1週間の勤務時間 38時間45分
- ③勤務時間を割り振らない日 土曜日及び日曜日
- ④休日 国民の祝日に関する法律に規定する休日・12月29日から1月3日
- ⑤休暇の種類 年次休暇・療養休暇・特別休暇・介護休暇・組合休暇

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

- ①分限処分 地方公務員法第28条第2項第1号及び職員の分限に関する条例第3条第2項の規定による休職(心身の故障のため、長期の休養を要する場合) 該当なし
- ②懲戒処分 該当なし

5. 職員の服務の状況 良好

6. 職員の研修状況

- ①一般研修 一般行政職員研修・中堅行政職員研修・課長研修
- ②専門研修 法制執務研修 税務職員研修 会計職員研修

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

- ①加入保険制度 長野県市町村職員共済組合
- ②福利厚生 長野県市町村職員互助会・下條村役場職員互助会

8. 下伊那郡公平委員会報告

- ①勤務条件に関する措置要求 なし
- ②不利益処分に関する不服申し立て なし

国民健康保険加入の皆様へお知らせ

27年1月から70歳未満の方の 高額療養費の自己負担限度額が変更になります

同じ人が同じ月内に一医療機関に支払った自己負担額が高額となり、定められた限度額を超えた場合、その超えた分が高額療養費として支給されます。

この自己負担限度額が70歳未満の方について、平成27年1月から所得区分が細分化されて、下記のように変更されます。

なお、70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額は、変更ありません。

●平成26年12月まで

区 分	3 回目まで (過去12か月以内に)	4 回目以降
上位所得者	150,000円 + (医療費の総額 - 500,000円) × 1%	83,400円
一 般	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1%	44,400円
住民税非課税	35,400円	24,600円



●平成27年1月から

区 分	3 回目まで (過去12か月以内に)	4 回目以降
旧ただし書所得901万円超	252,600円 + (医療費の総額 - 842,000円) × 1%	140,100円
旧ただし書所得600万円~901万円以下	167,400円 + (医療費の総額 - 558,000円) × 1%	93,000円
旧ただし書所得210万円~600万円以下	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1%	44,400円
旧ただし書所得200万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税	35,400円	24,600円

◎旧ただし書所得 = 総所得金額等 - 基礎控除額 (33万円)